

当初 変更

工事執行機関 41360 南会津建設事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	令和3年4月1日
工事番号	20-41360-0320	工事名	活用方策検討業務委託（道整・再復）	着工	令和3年4月1日
入札執行年月日	令和3年3月29日	発注種別	22 土木設計	完成	令和4年2月28日
審議番号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	国道289号外				予定価格
工事箇所	南会津郡只見町大字叶津地内外				14,267,000
至					
工事概要	活用方策検討業務 N=1式				

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
300006479 (株)オリエンタルコンサル タ 福島事務所	郡山市 桑野2-2-16 藤尾ビル		
	(1) 11,600,000	(2)	12,760,000
(3)	(4)		
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

単独随意契約理由書

本業務は、インフラ施設整備に対する県民の理解を深めるとともに、国道289号入叶津道路開通などを見据え、その活用促進による様々な分野への波及効果を高め、整備効果を最大限に発揮させるため、活用方策を検討する業務である。

検討にあたっては、限定的な地域にとどめず、沿線自治体も巻き込み、地方創生の観点やインフラ施設と地域資源とが有機的に結びつくことによる波及効果なども踏まえ、産業・観光・教育・環境等の幅広い視野で、インフラ施設整備の進捗に応じた活用方策プログラムを検討するものである。

本業務の実施にあたっては、県内の道路ネットワークの現状と課題等を熟知しているとともに、広域的な視点から道路整備による波及効果や活用方策を検討するための道路計画設計の豊富な経験や専門的な知識が必要とされ、独自の技術提案を採用することにより、優れた成果が期待できることから「福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式試行要領」に基づく公募型プロポーザル方式により、本業務に最も適した技術提案書を特定し、当該技術提案書を提出した者を、見積書を徴する相手とする随意契約としたい。

記

委託名	活用方策検討業務委託（道整・再復）
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 福島事務所 所長 植木 康
所在地	福島県郡山市桑野2丁目2番16号

発注種別 土木設計

委託業務番号	20-41360-0320	委託業務名	活用方策検討業務委託(道整・再復)	工期	令和4年2月28日限り
路線河川地区名	国道289号外	委託業務箇所	南会津郡只見町大字津地内外	委託業務の概要	活用方策検討業務 N=1式

開催年月日	プロポーザル審査委員会	募集要領(評価基準)	一次審査	二次審査
		令和3年1月25日	令和3年3月2日	令和3年3月9日
	入札参加条件等審査委員会	対象業務の選定	委託者決定	
		—	令和3年3月11日	

学識経験者意見聴取結果							
学識経験者の職・氏名			①募集要領(評価基準)の策定			②技術提案書の特定	
職業等	氏名	審査委員会	意見の適否	②の意見聴取	意見聴取月日	意見の適否	意見聴取月日
国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所 副所長(技術)	石井 重好		意見なし	要→(不要)	令和3年1月28日		令和 年 月 日
国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所 副所長(技術)	前田 隆		意見なし	要→(不要)	令和3年1月28日		令和 年 月 日
				要・不要	令和 年 月 日		令和 年 月 日
				要・不要	令和 年 月 日		令和 年 月 日

参加者(技術提案書の提出者)	所在地	評価項目毎の得点					総得点	順位	備考
		企業実績	配置技術者	業務実施方針	技術提案	ヒアリング			
(株)オリエンタルコンサルタンツ 福島事業所	福島県郡山市桑野2丁目2番16号	8.0	57.0	19.6	61.8	37.0	183.4	1	委託者
パシフィックコンサルタンツ(株) 福島事業所	福島県郡山市中町15番9号	6.0	51.0	17.2	59.4	37.0	170.6	2	
(株)協和コンサルタンツ 福島営業所	福島県郡山市虎丸町16番3号	3.0	45.0	10.2	14.4	—	72.6	3	
参加者 3者									

※ プロポーザル審査委員会に学識経験者を含めた場合、「審査委員会」の欄に○を付ける。この場合、個別の意見聴取は省略できる。

学識経験者の欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載して名簿等を添付すること。

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

令和3年2月1日

福島県南会津建設事務所長 宗像 誠也

1 業務概要

- (1) 業務名 活用方策検討業務委託（道整・再復）
- (2) 業務内容 インフラ施設整備に対する県民の理解を深めるとともに、国道289号入叶津道路開通などを見据え、それら施設の活用促進による様々な分野への波及効果を高め、整備効果を最大限に発揮させるための活用方策の検討業務
- (3) 履行期限 契約締結の日から令和4年2月28日

2 その他

(1) 契約保証金

契約相手方となった者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則第228条第2項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県財務規則第229条第1項第1号から第3号、第5号、第8号又は第9号の規定のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、福島県財務規則第229条第1項第8号の規定により免除したものについて、契約変更後の業務委託料が300万円以上となるときは、この限りではない。

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 参加資格など公募型プロポーザル方式に係る詳細については、活用方策検討業務委託（道整・再復）公募型プロポーザル方式募集要領によるものとする。